

平成28年度に実施した消費・安全対策交付金(食料安全保障確立対策推進交付金)事業の成果及び評価について、消費・安全対策交付金実施要綱(平成17年4月1日付け16消安第10270号農林水産事務次官依命通知)第7の3に基づき以下のとおり公表します。

平成28年度 消費・安全対策交付金(食料安全保障確立対策推進交付金)の成果及び評価報告書

区 分		目 標 値				事 業 実 績		備 考 (県による評価の概要)
目 的	目 標	目標値	実績	達成度	評価	所要額 実績 (円)	交付金相当額 (うち地域提案型) (円)	
I	安全性向上措置の検証・普及のうち食品の安全性向上措置の検証	有害化学物質及び有害微生物のリスク低減化技術の検証対象とする類型数 7	4	57%	B	741,000	348,240	当初の計画どおりに試験実施できなかったが、29年度は土壌が還元状態とならないように工夫して行う。出穂期前後の水管理の違いが水稻のヒ素吸収に及ぼす影響の試験を優先して取り組んだ結果、ヒ素低減に有効な節水を行うべき時期を明らかにでき、有意な結果が得られた。
	安全性向上措置の検証・普及のうち農業生産におけるリスク管理措置の導入・普及推進	カドミウム低吸収性イネの取組 1 カドミウム低吸収性イネの実証面積 6.6a	1	100%	A	1,402,760	1,402,760	3温4落の水管理が玄米の無機ヒ素濃度及び稲わらの総ヒ素濃度を低くできること、コシヒカリ環1号がコシヒカリより稲わらのカドミウム濃度が低いことが確認でき、有意な結果が得られた。今後もコメの中のカドミウムとヒ素両方のリスク管理体制の確立に向けた取組みを継続していく必要がある。
	農薬の適正使用等の総合的な推進	農薬の不適切な販売及び使用の発生割合 27.8%	37.5%	87%	A	1,171,612	581,000	農薬の適正使用及び適正販売を啓発するチラシを作成し、農業販売店及び関係機関・団体に配布し、農薬の適正使用に向けた研修会を16回実施、計391名の農家・関係機関等が受講し、農業に関する知識向上及び安全使用への意識向上につなげた。 販売者に対する立入検査では重大な違反は確認されなかったが、帳簿の保管や非農耕地用除草剤の表示において、不適正事項が見受けられた。 今後も立入調査時の指導や研修会等において、農薬の正しい知識を普及させることにより、農薬の適正販売、安全かつ適正な使用を推進する。
	畜産物の安全の確保	立入検査等の実施率 6.7%	7.6%	113%	A	217,000	108,000	不適正な飼料の取扱い事例はなく、また牛用飼料からの動物性たんぱく質の抽出も認められず、飼料の安全性を確認できた。
	水産物の安全の確保	貝毒監視調査の実施数 84回	84回	100%	A	2,274,000	1,137,000	当初計画した回数どおり貝毒検査及びプランクトン調査を実施したことにより、県内で生産される二枚貝の安全性を確認できた。今後とも引き続き、貝毒等の食中毒の原因となる危害発生動向の監視を実施していく必要がある。
	小 計						5,806,372	3,577,000
II	食品トレーサビリティの普及促進							
	小 計					0	0	
III	家畜衛生の推進	家畜衛生に係る取組の充実度 103.0%	124.2%	121%	A	10,052,373	5,024,000	平成28年度は、海外悪性伝染病である高病原性鳥インフルエンザが野鳥を含めて全国各地で確認されるなか、県内では発生を防止できた。 その他の伝染性疫病については、平成27年度と比較して、監視伝染病(牛白血病やBVD-MD等)の発生件数は横ばい、クロストリジウムやコクシジウム、ロタウイルスなどの感染症の発生件数が増加したが、これらは主に環境常在性の病原体に起因したものであり、各発生は局地的な発生に留まり農場間・地域内伝播は防止できている。また、検査件数については、大規模農場のヨーネ病清浄性確認検査により検査件数が多く、目標値を大幅に上回り、達成度はA評価となった。 本事業を活用して、伝染性疫病の予防・発生低減を目標に、衛生検査に基づく飼養管理指導や、疾病等に関する家畜衛生情報の収集と発信、飼養衛生管理基準に基づく指導等の継続した取組により、農場の衛生レベル向上を図ったところである。また、防疫演習の開催や地域での検討会の開催により、農家のみならず畜産関係者への衛生意識の向上にも取組んでおり、今後も継続した取組により、衛生意識をより浸透させる必要がある。
	養殖衛生管理体制の整備	養殖衛生管理指導を実施した経営体数に占める割合 93.6%	97.9%	105%	A	1,343,191	663,000	当初の計画より多く養殖経営体に対する養殖衛生管理指導を実施できた。また、養殖アユ及びドジョウには水産用医薬品の残留も認められなかった。ただし、天然水域においてヒラメのクラゲ寄生、アユの冷水病及びコイヘルペスウイルス病等、依然として魚病の発生がみられることから、今後とも関係協会及び養殖経営体への指導及び養殖水産物の医薬品残留検査を継続するとともに、疾病診断や定期的な魚病検査を実施していく必要がある。
	病害虫の防除の推進							
	重要病害虫の特別防除等							
	輸出検疫条件の確立							
小 計						11,395,564	5,687,000	
総 計・総合評価				94%	A	17,201,936	9,264,000 (0)	

1 様式は、「消費・安全対策交付金実施要綱」(平成17年4月1日付け16消安第10270号 農林水産事務次官依命通知)別紙様式第2号-1に準ずる。

2 「達成度」の欄は、目標値に対する実績の比率を記入する。

3 「評価」の欄は、達成度に応じた次のアルファベットを記入する。

- A……達成度80%以上
- B……達成度50%以上80%未満
- C……達成度50%未満